

2022年4月18日 全9頁

# SEC、気候関連情報開示の規則案を公表

## SEC登録企業の気候関連リスク、温室効果ガス排出量開示義務化へ

ニューヨークリサーチセンター 主任研究員 鳥毛拓馬

### [要約]

- 2022年3月21日、米国証券取引委員会（SEC）はSEC登録企業（米国企業および米国外企業）に対し、年次報告書などにおいて、気候関連情報の開示を強化・標準化する規則案を公表し、パブリック・コメント（意見募集）を開始した。
- 規則案では、登録企業は、事業や連結財務諸表に重要な影響を与える可能性が高い気候関連リスクに関する情報、投資家がそれらのリスクを評価するのに役立つ温室効果ガス排出量指標を含む、特定の気候関連情報について、開示が求められている。
- 規則案に対しては、共和党議員のみならず民主党中道派議員からも反対の声が上がっている。規則案は最終的にSECで可決されると考えられるが、現状案のまま可決されるかどうかは、今後提出されるコメント次第であり、その動向が注目される。

### 1. はじめに

2022年3月21日に米国証券取引委員会（SEC）はSEC登録企業（米国企業および米国外企業）に対し、年次報告書などにおいて、気候関連情報の開示を強化・標準化する規則案（The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors）<sup>1</sup>を公表するとともに、パブリック・コメント（意見募集）を開始した（5月20日まで）。今回の規則案は、2021年3月にSECが実施した気候変動開示に関する調査において市場参加者から寄せられた意見<sup>2</sup>などに基づくものであり、数か月にわたってSECで検討された上で公表された。

バイデン政権の最優先課題とされている気候変動対策について、SECはこれまで積極的に取り組んでいる。2021年3月には、SECの執行部門に、現行規則の下で、気候変動リスクに関する発行者の開示における重大なギャップや虚偽記載を特定することなどを目的とした「気候・ESGタ

<sup>1</sup> The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors  
<https://www.sec.gov/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>

<sup>2</sup> 2021年3月の意見募集では、コメント提出者のうち4分の3が気候変動開示の義務付けを支持していた。  
<https://www.sec.gov/news/public-statement/lee-climate-change-disclosures>

スクフォース」の設置を発表した<sup>3</sup>。2021年9月には、上場企業が気候変動関連の開示をした場合あるいはしなかった場合に、SECが行うコメント例を公表した<sup>4</sup>。

今回の規則案は、こうしたSECの取組みの中でも最も注目されているとともに、従来の規則を大きく変更するものである。本稿では、SECの規則案を概説する。

## 2. 規則案公表の背景

米国では、上場企業等がSECに提出する年次報告書（米国企業は10-K、米国外企業は20-F）の記載事項のうち非財務情報について、Regulation S-Kで定められている。SECは2010年に、気候変動が企業のビジネスやオペレーションに与える影響に関する情報開示の要求が市場関係者などから高まっていたことを受け、「気候変動に関する開示ガイダンス」<sup>5</sup>を公表した。これは、気候変動がビジネスや財務状況に与える影響について、Regulation S-Kで定められた開示要件が、どのように開示を求めているかについての登録企業向けのガイダンスである（ただし、新たに開示要件を追加するものではなかった）。

その後、気候関連の影響がより知られるようになり、企業や経済に対する気候関連リスクの認識が高まるにつれて、投資家は、気候が企業のビジネスに及ぼす影響についてより詳細な情報、また、企業が事業の遂行や事業戦略・財務計画の策定する際に、気候関連のリスクと機会にどのように対処したかについて、より多くの情報を求めるようになった。

こうした投資家のニーズに応じるため、多くの企業が気候関連情報について、「気候変動関連財務情報開示タスクフォース」(Task Force on Climate-related Financial Disclosures:TCFD<sup>6</sup>)などの枠組みに基づいてサステナビリティレポートなどで自主的な開示を行っている。しかしながら、現状では、一貫性があり、比較可能で信頼できる情報が提供されていないといった指摘もある。そこでSECは今般、こうした指摘に対処し、気候変動に関連する財務リスクや財務諸表における財務指標などの一定の情報を、年次報告書において開示することを求める規則案を公表するに至った。SECによると、この情報開示は、投資家が気候関連リスクが現在および将来の投資に与える影響について、情報に基づいた判断を下せるよう、一貫性があり、比較可能で、信頼できる、つまり意思決定に有用な情報を提供するものであるとしている<sup>7</sup>。

<sup>3</sup> <https://www.sec.gov/news/press-release/2021-42>

<sup>4</sup> [https://www.sec.gov/corpfin/sample-letter-climate-change-disclosures?utm\\_medium=email&utm\\_source=govdelivery](https://www.sec.gov/corpfin/sample-letter-climate-change-disclosures?utm_medium=email&utm_source=govdelivery)

<sup>5</sup> <https://www.sec.gov/rules/interp/2010/33-9106.pdf>

<sup>6</sup> G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、2015年12月に金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び気候変動への金融機関の対応を検討するために設立された。

<sup>7</sup> 脚注1 資料 pp. 7-24

### 3. 規則案の概要

#### (1) 開示内容

規則案では、レギュレーション S-K に新しいサブパートが追加され、登録企業は、事業や連結財務諸表に重要な影響を与える可能性が高い気候関連リスクに関する情報、投資家がそれらのリスクを評価するのに役立つ温室効果ガス (GHG) 排出量を含む、特定の気候関連情報について、登録届出書および 1934 年証券取引法上の年次報告書などでの開示が求められている。登録企業は、気候関連機会（気候関連の状況や事象が、登録企業の連結財務諸表、事業運営、バリューチェーン全体に対して、実際または潜在的に及ぼすポジティブな影響）についての開示も含めることができる。早期提出会社<sup>8</sup>と大規模早期提出会社<sup>9</sup>には、スコープ 1（登録企業の直接 GHG 排出量）、スコープ 2（購入電力やその他のエネルギー形態からの間接 GHG 排出量）の GHG 排出量の開示に関する第三者保証が求められる。

また、規則案では、財務情報の開示を規定するレギュレーション S-X に新しい条項を追加し、特定の気候関連の財務諸表指標（financial statement metrics）と関連する開示を、登録企業の監査済み財務諸表の注記に含めることを求めている。

規則案の気候関連開示の枠組みは TCFD の推奨事項<sup>10</sup>の一部がモデルとなっており、GHG プロトコルも参考にしている<sup>11</sup>。規則案が登録企業に求める開示内容の概要は、以下の図表 1 の通りである。

図表 1 規則案が登録企業に求める主な開示内容

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| ・ 気候関連リスク                     | ・ 登録企業の事業、あるいは、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある気候変動リスク(短期、中期、長期にわたって明らかになるリスク)。   |
| ・ 気候変動が戦略、ビジネスモデル、将来見通しに与える影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動リスクが、登録企業の戦略、ビジネスモデル、見通しに実際および潜在的に与える、もしくは与える可能性のある影響。</li> <li>・ 純排出量削減戦略の一環として、登録企業がカーボン・オフセット(※1)または再生可能エネルギーエネルギークレジット・証書(REC)(※2)を使用する場合、登録企業の気候関連事業戦略において、カーボン・オフセットまたは REC が果たす役割。</li> <li>・ 登録企業が内部炭素価格を使用する場合、その価格と設定・使用方法に関する情報。</li> <li>・ 登録企業が気候関連リスクに対する事業戦略のレジリエンス(resilience)を</li> </ul> |

<sup>8</sup> SEC 登録内国会社は、浮動株の時価総額規模等によって、大規模早期提出会社 (Large accelerated filer)、早期提出会社 (Accelerated filer)、非早期提出会社 (Non-accelerated filer)、小規模報告会社 (Smaller Reporting Companies) に分類され、開示要件が異なる。早期提出会社とは、事業年度末において、以下の要件を満たす発行体。(i)直近第 2 四半期の最終営業日において、非関連会社が保有する議決権付および無議決権普通株式の時価総額が 7500 万ドル以上 7 億ドル未満、(ii)12 ヶ月以上、取引所法 13(a)または 15(d)の対象になったことがある、(iii)取引所法 13(a)または 15(d)に従って 1 つ以上の年次報告書を提出したことがある、(iv)小規模報告会社の特例の適用対象外である。

<sup>9</sup> 大規模早期提出会社とは、事業年度末において、以下の要件を満たす発行体。(i)直近第 2 四半期の最終営業日において、非関連会社が保有する議決権付および無議決権普通株式の時価総額が 7 億ドル以上未満、その他の要件は上記の早期提出会社と同様。

<sup>10</sup> TCFD の開示ガイダンスについては、藤野 大輝、「TCFD が基準の一部改訂とガイダンスを公表」(2021 年 12 月 10 日付大和総研レポート) 参照。 [https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20211210\\_022704.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20211210_022704.html)

<sup>11</sup> 脚注資料 1 pp. 41-42

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>評価するためにシナリオ分析(※3)を使用する場合、パラメータ、仮定、分析上の選択を含む検討したシナリオと、各シナリオの下での登録企業の事業戦略で予想される主要な財務的影響、レジリエンス。</p>  |
| ・ ガバナンス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候関連リスクに対する取締役会の監督： <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監督を担当する取締役会メンバーや委員会。</li> <li>➤ 専門知識を持つ取締役の有無、その専門知識の内容。</li> <li>➤ 取締役会がリスクについて議論するプロセス(情報入手方法、議論の頻度)</li> <li>➤ 取締役会がリスクを考慮する方法。</li> <li>➤ 取締役会が設定する目標、目標に対する進捗の監督方法。</li> </ul> </li> <li>・ 気候関連リスクの評価と管理における経営者の役割に関する特定の情報。</li> </ul>  |
| ・ リスク管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候関連リスクを特定、評価、管理するためのプロセス。</li> <li>・ そのようなプロセスが登録企業の全体的なリスク管理システムまたはプロセスに組み込まれているか。またどのように統合されているかの開示。</li> <li>・ 登録企業が移行計画(※3)を採用している場合、物理的リスクと移行リスクを特定し管理するために使用する関連指標と目標を含む、計画の説明。</li> </ul>  |
| ・ 財務諸表指標  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳しい気象現象(severe weather events)やその他自然条件、移行活動に関連する連結財務諸表への影響。</li> <li>・ 厳しい気象現象やその他自然条件に対応するための支出、移行活動に関連する支出。</li> <li>・ 厳しい気候現象やその他自然条件、移行活動の影響を受けた財務上の見積もりおよび仮定。<br/>(開示される財務諸表の指標には、特定された気候関連リスク(物理的リスクと移行リスク)の影響を含めなければならない。)</li> </ul>   |
| ・ GHG 排出量 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近に完了した会計年度だけでなく、提出する連結財務諸表に含まれる過去の会計年度についても、過去の GHG 排出量データが合理的に利用可能な範囲において開示。</li> <li>・ スコープ 1、スコープ 2 を個別に開示(構成温室効果ガスの内訳および総量、オフセットを含まない絶対量および原単位)。</li> <li>・ スコープ 3 の GHG 排出量(スコープ 2 排出量に含まれないその他すべての間接的排出量)と原単位(重要な場合、または登録企業がスコープ 3 の排出量を含む GHG 排出量削減目標あるいはゴールを設定している場合)。</li> <li>・ GHG 排出量計算に使用した方法論、重要なインプット、および重要な仮定。</li> </ul>   |
| ・ 目標とゴール  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録企業が気候関連の目標またはゴールを公に設定している場合は、以下の情報： <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 目標に含まれる活動範囲、排出量と測定単位、目標達成に向けた明確なスケジュール、中間目標。</li> <li>➤ 登録企業が、その気候関連の目標またはゴールを達成する方法。</li> <li>➤ 登録企業が目標達成に向けて進捗しているか、また、どのように進捗しているかを示す関連データ(会計年度ごとに更新)。</li> <li>➤ カーボン・オフセットまたは再生可能エネルギー証書(REC)が、気候関連の目標または目的を達成するための登録企業の計画の一部として使用されている場合、カーボン・オフセットまたは REC に関する一定の情報(オフセットによって表される炭素削減量または REC によって表される再生可能エネルギーの発電量など)。</li> </ul> </li> </ul> |

(※1) 企業の温室効果ガス排出量を相殺する目的で計算および追跡された方法で、温室効果ガスの排出削減または除去することとされる。

(※2) 再生可能エネルギーにより発電され電力網に供給された電力のメガワット時(1MWh)を表すクレジットまたは証書とされる。

(※3) 不確実な条件の下で将来起こり得る事象の結果の範囲を特定し、評価するプロセスとされる。

(※4) 気候変動リスクを低減するための登録企業の戦略と実行計画と定義されている。

(出所) FACT SHEET: Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures<sup>12</sup>および脚注1 資料 pp. 42-43 などより大和総研作成

<sup>12</sup> <https://www.sec.gov/files/33-11042-fact-sheet.pdf>

## 気候関連リスクとは

規則案によると、開示が求められる「気候関連リスク」とは、気候関連の状況や事象が、登録企業の連結財務諸表、事業運営、バリューチェーン全体に与える実際または潜在的にネガティブな影響とされる。また、「バリューチェーン」とは、登録企業の業務に関連する上流と下流の活動とされる。上流の活動には、登録企業の商品の生産またはサービスの初期段階に関連する登録企業以外の者による活動（例えば、原材料調達、原材料加工、サプライヤー活動など）が含まれる。下流の活動には、登録企業以外の者による、材料を最終製品に加工し、最終使用者に引き渡す、またはサービスを提供することに関連する活動（例えば、輸送・流通、販売製品の加工、販売製品の使用、販売製品の廃棄後の処理、投資）が含まれる<sup>13</sup>。気候関連リスクにバリューチェーンを含めたのは、登録企業の潜在的なすべてのエクスポージャーを把握するためとされている。また、気候関連リスクには、気候の物理的影響に関する「物理的リスク」と低炭素経済への潜在的移行に関する「移行リスク」が含まれ、それぞれ分けて開示される。「物理的リスク」には、登録企業の事業運営や取引先の事業運営に対する急性リスクと慢性リスクが含まれる（図表2）。

図表2 物理的リスクと移行リスク

|                |  |
|----------------|--|
| 物理的リスク<br>(※1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急性リスク               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ハリケーン、洪水、竜巻などの短期の異常気象に関するイベントドリブンのリスク</li> </ul> </li> <li>・ 慢性リスク               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 持続的な気温上昇、海面上昇、干ばつ、山火事の増加など、より長期の気象パターンや関連する影響、また農地の耕作能力の低下、土地の居住性の低下、淡水の利用可能性の低下などに関連する影響の結果として、事業が直面するリスク。</li> </ul> </li> </ul> |
| 移行リスク          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候関連リスクの緩和や適応するための規制、技術、市場の変化に起因する、登録企業の連結財務諸表、事業運営、バリューチェーンに対する実際または潜在的にネガティブな影響。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 気候変動に関連する法律や政策の変更に起因するコストの増加、炭素集約的製品の市場需要減少による製品価格、利益の低下、法的責任および訴訟対応費用のリスク、新技術採用に伴う競争圧力、評判への影響など、市場行動や消費者の好み・行動、登録企業の行動変化のトリガーとなり得るもの。</li> </ul> </li> </ul>                   |

(※1) 特定された物理的リスクの説明には、リスクの対象となる不動産や業務の所在地（郵便番号など）の開示が求められる。

(出所) 脚注1 資料 pp. 57-58 より大和総研作成

## 「重要性」(Materiality) とは

気候関連リスクについては、登録企業の事業や連結財務諸表に「重要な」影響を与える可能性がある場合に開示が求められる。これに関して SEC は、最高裁判所の判例<sup>14</sup>と同様に、「合理的な投資家が、証券売買や議決権行使の方法を決定する際に、重要であると考えられる可能性が相当に高い場合」を「重要」にあたりと説明している<sup>15</sup>。すなわち、個々の投資家が主観的に重要と

<sup>13</sup> 脚注1 資料 pp. 56-57

<sup>14</sup> Basic Inc. v. Levinson, 485 U.S. 224, 231, 232, and 240 (1988)

<sup>15</sup> 脚注1 資料 p. 64

考えたかではなく、合理的な投資家を基準として客観的に判断される。また、重要か否かはケースバイケースで判断される<sup>16</sup>。

## 財務諸表指標

規則案では、特定の気候関連の財務諸表指標と関連する開示を、登録企業の監査済み財務諸表の注記に含めることを求めている。登録企業の財務諸表の一部として財務諸表指標は、会計監査の対象となり、また、財務報告に対する登録企業の内部統制の対象になる。開示される指標は、①財務影響指標、②支出指標、③財務上の見積もりおよび仮定に分類される<sup>17</sup>。

①財務影響指標については、登録企業は厳しい気象現象や移行活動などの財務上の影響額を連結財務諸表の各項目において開示する。ただし、開示が求められるのは、影響額の合計が当該項目の1%以上の場合である。閾値を設定することで、登録企業に明確な基準を示すとともに、情報を過少報告するリスクを減らすとされる<sup>18</sup>。

②支出指標に関しても、厳しい気象現象に対応するための支出や移行活動に関連する支出額が、支出総額の1%以上の場合に開示が求められる。

## (2) スコープ1、スコープ2 排出量開示に関する第三者保証

規則案では、早期提出会社と大規模早期提出会社に対し、少なくともスコープ1、スコープ2 排出量の開示をカバーする第三者保証を含め、また、保証を行う独立した第三者に関する特定の情報を提供することを求めている。保証に関しては、当初は限定的保証、最終的には合理的保証が求められる。限定的保証とは、登録企業の四半期財務諸表に対して提供される保証の水準と同等である。これに対して、合理的保証とは、登録企業の連結財務諸表に対する監査で提供される保証の水準に相当するものである<sup>19</sup>。

なお、規則案では第三者保証の提出に関する移行期間を定めている。具体的には、既存の早期提出会社、大規模早期提出会社は、後述するスコープ1、スコープ2 排出量のそれぞれの開示遵守日から、限定的保証については一会計年度後に、合理的保証については、さらに二会計年度後にそれぞれ開始される<sup>20</sup>（後掲図表4参照）。

<sup>16</sup> Congressional Research Service “Climate Change Risk Disclosures and the Securities and Exchange Commission” (February 17, 2022) pp.9-10 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46766>

<sup>17</sup> 脚注1資料 p. 110

<sup>18</sup> 脚注1資料 pp. 120-121

<sup>19</sup> 脚注1資料 p. 216

<sup>20</sup> 脚注1資料 p. 44

### (3) セーフハーバールール

規則案の気候関連の開示が、将来予想に関する記述 (forward-looking statements)、すなわち業績や事業計画など将来事項に関する予測や意見についての記述に該当する場合、既存の民事証券訴訟改革法 (PSLRA) のセーフハーバールール (Safe Harbor Rule) が適用されることになる<sup>21</sup>。ここでのセーフハーバールールとは、発行体の開示書類等における将来予測に関する記述について、発行体が誤解を招くものであることを知って記載したことなどを原告が立証できない場合、発行体の証券法の責任が免除されるというルールである。発行体が将来予測に関する記述にも責任を負うとなると、その開示に消極的になり、投資家にとって重要な情報を開示しない可能性があることから、将来の不確実な情報であっても積極的に開示できるようにしているのである。

また、規則案では、スコープ3の排出量の開示に対して、新たにセーフハーバールールを設定している。これは、スコープ3排出量の算出と開示は、スコープ1および2排出量と比べて困難なことがあり、登録企業のバリューチェーンにおけるサプライヤーやその他の第三者から活動データを取得したり、その情報の正確性を検証したりすることが困難な場合があることから、スコープ3排出量の開示に関する登録企業の懸念と意思決定に有用な排出量の開示の必要性のバランスを取るためと説明されている<sup>22</sup>。

## 4. 規則案の適用時期

登録企業の負担を軽減するため、気候関連開示の適用時期は、提出会社の規模 (時価総額) ごとに異なっており、スコープ3排出量の開示については、さらに適用時期が後倒しになっている。また、小規模報告会社<sup>23</sup>については、スコープ3排出量の開示が免除されている (前掲図表2)。さらに、独立した第三者による保証が求められる時期や程度も異なる (図表3)。

図表3および図表4は、規則案が2022年12月に公布され、提出会社の決算日が12月31日である場合の適用時期である。

<sup>21</sup> 脚注1資料 pp. 66-67

<sup>22</sup> 脚注1資料 pp. 208-210

<sup>23</sup> 投資会社、資産担保証券発行者、または小規模報告会社でない親会社に過半数所有されている子会社でなく、以下の要件を満たす会社。(1) 浮動株の時価総額が2億5千万ドル未満、または(2) 年間収益が1億ドル未満で、以下のいずれかに該当する会社。(i) 株式公開していない、または(ii) 浮動株の時価総額が7億ドル未満。

図表3 規則案の開示遵守日（提出会社の決算日が12月31日の場合）

| 登録企業の形態          | 開示遵守日                                   |                     |
|------------------|---|---------------------|
|                  | 提案されているすべての情報開示<br>(スコープ1、スコープ2 排出量を含む) | スコープ3 排出量           |
| 大規模早期提出会社        | 2023 会計年度(2024 年提出)                     | 2024 会計年度(2025 年提出) |
| 早期提出会社および非早期提出会社 | 2024 会計年度(2025 年提出)                     | 2025 会計年度(2026 年提出) |
| 小規模報告会社          | 2025 会計年度(2026 年提出)                     | 免除                  |

(出所) FACT SHEET: Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures より大和総研作成

図表4 限定的保証と合理的保証の開始時期

| 提出形態      | スコープ1およびスコープ2 排出量開示遵守日  | 限定的保証                   | 合理的保証                   |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 大規模早期提出会社 | 2023 会計年度<br>(2024 年提出) | 2024 会計年度<br>(2025 年提出) | 2026 会計年度<br>(2027 年提出) |
| 早期提出会社    | 2024 会計年度<br>(2025 年提出) | 2025 会計年度<br>(2026 年提出) | 2027 会計年度<br>(2028 年提出) |

(出所) FACT SHEET: Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures より大和総研作成

## 5. 今後の見通し

### (1) SEC に対する訴訟の可能性

SEC の気候変動開示規則に対しては、SEC に気候変動開示規則を制定する権限がなく当該規則は無効であるなどの理由で、SEC に対する訴訟が提起される可能性がある」と指摘される。

米国行政機関が制定した規則が、裁判所により無効とされるケースは存在する。例えば、オバマ大統領（当時）の指示で、労働省が2016年4月に制定したフィデューシャリー規則（退職投資家に投資アドバイスを提供するアドバイザーにフィデューシャリー・デューティーを課せようとした規則）について、トランプ政権下の2018年3月に、連邦第5巡回区控訴裁判所（ルイジアナ州、ミシシッピ州、テキサス州）は、「労働省がフィデューシャリー規則を制定することは、議会に付与された労働省の権限を逸脱する」として、規則の無効判決を下した例がある<sup>24</sup>。なお、仮に今回の規則に訴訟が提起されるとしても、その時期は規則案が SEC で最終的に可決された後であると考えられる。

### (2) 規則案に対する反対意見

規則案に対しては反対意見もあり、現状のまま規則が最終化されるかどうかについては、今後、注視する必要がある。

<sup>24</sup> <http://www.ca5.uscourts.gov/opinions/pub/17/17-10238-cv0.pdf>

規則案の採択の際に SEC 委員の中で唯一反対した共和党系のピアース SEC 委員は、「我々は、証券環境委員会 (Securities and Environment Commission) ではない」と題する反対意見を公表<sup>25</sup>し、規則案は、企業の気候変動開示に一貫性、比較可能性、信頼性をもたらすものではなく、長年、企業開示を支えてきた既存の規制の枠組みを弱めるものであり、根本的な開示枠組みを変えるもので支持できないとしている。

また、トランプ政権下で SEC 委員長であったクレイトン氏も、気候政策を決めるのは SEC ではなく議員であり、議会は、社会・経済政策の責任を金融規制当局に押し付けるべきではないといった旨の批判をしている<sup>26</sup>。

さらに、議会からも反対の声が上がっている。上院銀行委員会の共和党トップであるトゥーミー議員をはじめとする共和党議員は連名でゲンスラー SEC 委員長に対し書簡を送付し、SEC は環境規制を所管しておらず議会もその権限を与えていない、SEC が気候変動に関する技術的な専門知識を有するか疑問がある、コメント募集期間が短すぎる、多大なコンプライアンスコストが発生し株主にも損害を与える、などの理由で規則案の撤回を求めている<sup>27</sup>。民主党中道派のマンチン上院議員は、米国の化石燃料企業を標的にしているように見えるなどとして懸念を表明している。

議会でも気候変動リスク開示を求める法案は提案されているが、実現可能性は極めて低い。このため、バイデン政権と SEC は、議会の立法に頼ることなく、いわば自力で、今般の規則案の策定を推し進めているという面はあるだろう。しかし、それは同時に、SEC の規則制定権限の範囲はどこまでなのか、という難しい議論を引き起こす面があることも確かだろう。

### (3) 考えられる企業への影響

前述の通り、登録企業はスコープ 1、スコープ 2 排出量の開示が求められるほか、当該開示に関する第三者保証が求められたり、特定の気候関連の財務諸表指標と関連する開示が監査の対象となるなど、社内のみならず外部専門家への費用負担も含めたコンプライアンスコストが増加することが想定される。特に、これまで気候変動リスクや温室効果ガス排出量を開示していなかった企業にとっては、その負担は一層大きいだろう。

また、登録企業が気候関連の目標またはゴールを公に設定している場合は、登録企業が目標達成に向けて進捗しているか、また、どのように進捗しているかを示す関連データの開示が求められる。登録企業がスコープ 3 の排出量を含む GHG 排出量削減目標あるいはゴールを設定している場合には、それが重要でない場合にも開示が求められることになる。現状の規則案が採択されることになれば、登録企業においては、目標やゴールの設定が慎重に検討されることになるだろう。

<sup>25</sup> <https://www.sec.gov/news/statement/peirce-climate-disclosure-20220321>

<sup>26</sup> The SEC's Climate-Change Overreach (3月20日付WSJ電子版)

<sup>27</sup> <https://www.kennedy.senate.gov/public/2022/4/kennedy-cramer-condemn-sec-s-attack-on-energy-industry-first-amendment>